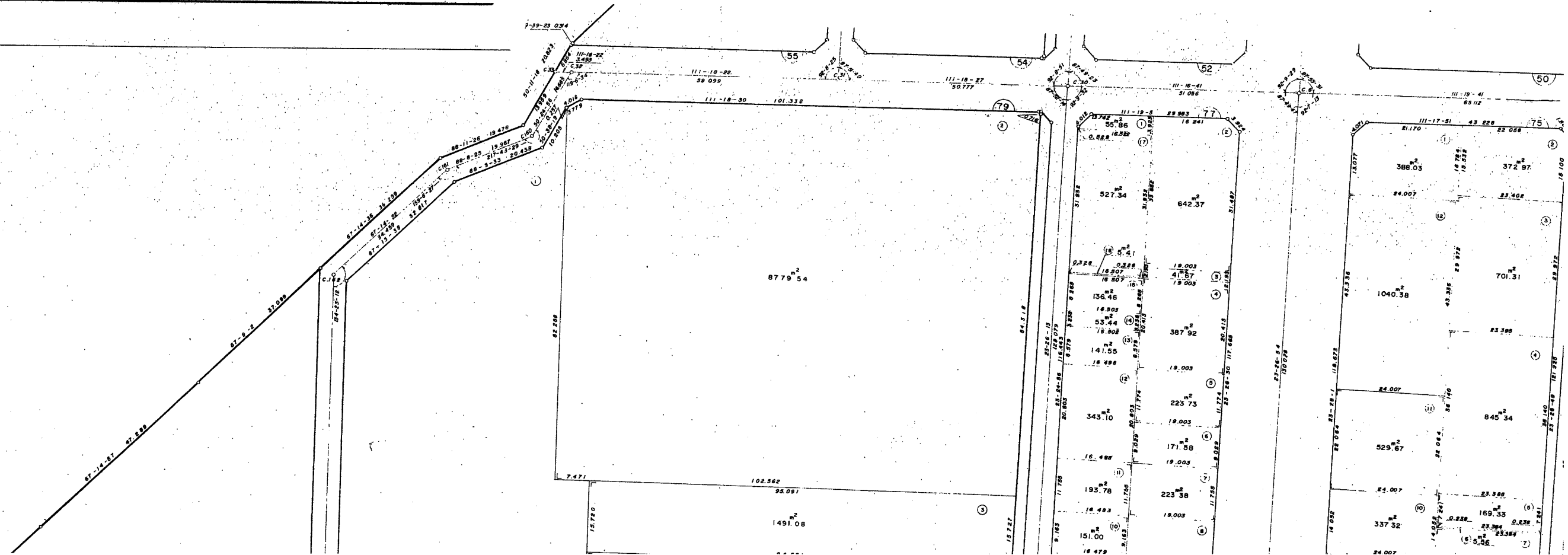


この図面は参考図面です。現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ
使用してください。

9

水尾川東土地区画整理事業画地確定図 2



この図面は参考図面です。現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも、一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないでください。

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ
使用してください。

10

